42	34° 23′ 44.9789″	132° 20′ 24.1851″
43	34° 23′ 44.9441″	132° 20′ 24.1144″
44	34° 23′ 44.9115″	132° 20′ 24.0839″
45	34° 23′ 44.8519″	132° 20′ 24.0731″
46	34° 23′ 44.7356″	132° 20′ 23.3194″
47	34° 23′ 44.7053″	132° 20′ 23.1756″
48	34° 23′ 44.6440″	132° 20′ 22.6743″
49	34° 23′ 44.6591″	132° 20′ 22.5550″
50	34° 23′ 44.7059″	132° 20′ 22.4908″
51	34° 23′ 44.8019″	132° 20′ 22.4395″
52	34° 23′ 44.8301″	132° 20′ 22.4320″

○国土交通省告示第二百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、明治三十一年内務省告示第八十八号及び第百二十五号並びに昭和七年内務省告示第二百八号で指定した土地の区域のうち、次の土地において、令和八年度より砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　溝田谷

岐阜県本巣市根尾板所の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 37′ 09.4153″	136° 37′ 24.3081″
2	35° 37′ 09.5601″	136° 37′ 24.8065″
3	35° 37′ 09.5109″	136° 37′ 26.8051″
4	35° 37′ 09.8052″	136° 37′ 27.7803″
5	35° 37′ 08.3104″	136° 37′ 30.1124″
6	35° 37′ 07.1278″	136° 37′ 30.0793″
7	35° 37′ 05.6894″	136° 37′ 30.7255″
8	35° 37′ 05.2967″	136° 37′ 30.4311″
9	35° 37′ 04.8325″	136° 37′ 29.3937″
10	35° 37′ 05.2368″	136° 37′ 28.4605″
11	35° 37′ 05.5679″	136° 37′ 28.2593″
12	35° 37′ 06.4427″	136° 37′ 28.3968″
13	35° 37′ 07.2680″	136° 37′ 27.6426″
14	35° 37′ 09.1982″	136° 37′ 24.8754″
15	35° 37′ 09.0778″	136° 37′ 24.3585″

○国土交通省告示第二百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

すずめ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

富山県小矢部市城山町、同市坂又及び同市今石動町の区域内の土地のうち、次の一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 40′ 59.9800″	136° 51′ 54.1527″
2	36° 40′ 59.8206″	136° 51′ 52.3256″
3	36° 41′ 02.2903″	136° 51′ 48.2390″
4	36° 41′ 02.4257″	136° 51′ 48.9080″
5	36° 41′ 01.7185″	136° 51′ 50.2584″
6	36° 41′ 02.0322″	136° 51′ 51.6384″
7	36° 41′ 03.0592″	136° 51′ 51.5825″
8	36° 41′ 03.4925″	136° 51′ 50.9932″
9	36° 41′ 03.8228″	136° 51′ 50.8848″
10	36° 41′ 03.7838″	136° 51′ 51.2798″
11	36° 41′ 03.4573″	136° 51′ 52.0190″
12	36° 41′ 02.5933″	136° 51′ 53.2829″
13	36° 41′ 02.6538″	136° 51′ 55.4650″
14	36° 41′ 03.0611″	136° 51′ 56.3931″
15	36° 41′ 03.8262″	136° 51′ 57.4942″
16	36° 41′ 03.6385″	136° 51′ 57.9136″
17	36° 41′ 02.7559″	136° 51′ 56.9285″
18	36° 41′ 02.2557″	136° 51′ 56.0115″
19	36° 41′ 02.2595″	136° 51′ 55.1024″
20	36° 41′ 00.8373″	136° 51′ 55.1275″

○国土交通省告示第二百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾鷲谷二川

二　砂防法第二条の土地の表示

大分県豊後高田市臼野の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 37′ 29.9677″	131° 28′ 35.2823″
2	33° 37′ 29.7761″	131° 28′ 35.7387″
3	33° 37′ 28.9790″	131° 28′ 36.3065″
4	33° 37′ 28.4904″	131° 28′ 38.7906″
5	33° 37′ 26.5699″	131° 28′ 40.9516″
6	33° 37′ 26.2771″	131° 28′ 40.6760″
7	33° 37′ 26.5650″	131° 28′ 38.4647″
8	33° 37′ 26.2038″	131° 28′ 37.3739″
9	33° 37′ 24.7367″	131° 28′ 37.2718″
10	33° 37′ 24.5686″	131° 28′ 36.2972″
11	33° 37′ 26.0020″	131° 28′ 34.5740″
12	33° 37′ 26.6864″	131° 28′ 34.6800″
13	33° 37′ 27.3141″	131° 28′ 35.3335″
14	33° 37′ 28.4499″	131° 28′ 34.4124″
15	33° 37′ 29.3430″	131° 28′ 35.2389″

○国土交通省告示第二百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

葉の木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡戸沢村大字角川

字片倉　三五二六番一

三五二七番一　一号から三号まで、三十八号から六十四号まで及び九十号

三五二七番七　四号から十一号まで及び二十七号から三十七号まで

三五二七番一一　十二号から十四号まで、二十五号及び二十六号

三五二七番八　十五号

三五二七番一三　十六号及び二十四号

字今神山外二国有林　十七号から二十三号まで

二二四一林班　わ小班　六十五号

る小班　六十六号から八十九号まで